

ゆうあい働く職員のみなさんへ

— ゆうあい新型コロナウイルス感染症対策本部からのメッセージ —

感染防止の再確認と今後の対応

冬 を迎えるにあたって



新型コロナウイルス感染症の流行がはじまって8か月以上が経ちます。この間、ゆうあいでは一人の感染者も出ていません。職員一人ひとりの感染予防の取り組みに感謝します。

これから冬場をむかえ、新型コロナウイルス感染症に加えて、インフルエンザ感染症の流行も心配されます。いま一度、職員の皆さんに感染予防の協力を呼びかけるとともに、これからもつづくウィズ・コロナの時期の対応を改めて示します。



I. 新型コロナウイルス感染症を予防するために

POINT 標準予防策＋ウイルス感染症予防をしっかりと行ないましょう

ゆうあい職員のための感染症対策講座で学んだように、標準予防策(スタンダードプリコーション)とウイルス感染症の感染経路に応じた予防策をあわせておこなうことが大切です。

手指衛生

呼吸器衛生
(咳エチケット)

環境衛生
(掃除と消毒)

衣類・布類の衛生
(洗濯と消毒)

ケア用品の衛生
(食器・機材の消毒)

労働衛生

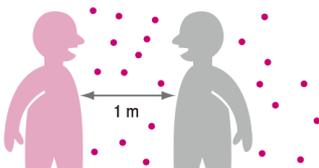
(健康管理・健康教育・感染を広げにくい環境)

標準予防策とは、汗以外の湿性生体物質(血液、唾液、喀痰、鼻汁、尿、粘膜、傷や湿疹などの異常のある皮膚、膿など)は、すべて感染性のある病原体を含むと考えて対応をすることです。手指衛生や咳エチケット、環境の消毒などをこれからも励行しましょう。



POINT

新型コロナウイルス、インフルエンザウイルスの感染経路を絶ちましょう

 <p>接触感染 ※経口感染含む</p>	 <p>飛沫感染</p>	 <p>空気感染</p>
		
<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスがいるところを触らない ・触ったら手指衛生を確実に ・マスクの取り扱いにも注意 ・口元、目元を触らないように意識して 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳、くしゃみ、会話で出る「つば」で感染します ・3密を避け、マスクで「つば」が飛び散るのを抑えます 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫核が空中に浮遊し、空気の流れによって飛散します ・密閉空間を避け、こまめに換気を心がけましょう
<p>手指衛生のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、清拭など利用者に触れる前後 ・口腔ケアの前後 ・体液に触れた可能性があるとき ・感染が疑われる利用者の周辺の物品に触れた後 <p>事業所内の高頻度接触表面を中心に1日3回の清掃・消毒を実施しましょう</p>	<p>利用者に接する場面ではマスクを装着(身体に触れる介護場面では手袋も装着)しましょう</p> <p>適切にマスクを管理できない事情がある場合や、マスクを装着するデメリットがある場合は別途判断してください</p> <p>必要に応じてアクリル板などで飛沫を防ぐ工夫を</p>	<p>1日3回または適宜、事業所内の換気をおこなしましょう</p>



POINT

公私ともに三密を避けるよう心がけましょう



職員の皆さんは、1日2回(出勤前、勤務途中)の検温をおこなってください。

発熱、咳、倦怠感など感染症状がある場合には、決して出勤または勤務をせずに、それぞれの事業所の管理職に連絡・相談してください。

POINT

新型コロナウイルスの相談・受診の流れ

※ 2020年11月2日より

発熱や咳などの症状がある



まず、電話相談！



かかりつけの医者がない場合、どこに相談したらよいか分からない場合はコチラ

かかりつけの医者
または
お近くの医療機関

診療、検査等が可能な病院だった場合

診療、検査等が可能なでない病院だった場合

そのまま診療、検査

紹介！

紹介！

診療、検査



診療、検査等が可能な医療機関

保健所

渡島保健所

帰国者・接触者相談センター

☎ 0138-47-9548

相談窓口

☎ 0138-47-9524

上記いずれも、平日 8:45~17:30

北斗市・松前町・福島町・知内町
木古内町・七飯町・鹿部町・森町

函館市

市立函館保健所

(帰国者・接触者相談センター)

☎ 0138-32-1547

平日 8:45~17:30
土曜 8:45~12:00

北海道

北海道新型コロナウイルス
感染症健康相談センター

☎ 0800-222-0018

24時間受付

II. ゆうあいの総合警戒ステージと感染防止の取りくみ

1. ゆうあいの総合警戒ステージ

地域リスクレベル、施設リスクレベルを検討し、適宜変更して、その都度、総合警戒ステージを判断し、適切な感染予防対策を講じていきます。現在の総合警戒ステージは1です(2020年11月1日現在)。

地域リスクレベル

- ① 道または道南の自治体のすべてが流行またはそれに相当する状態を宣言していない
- ② 道南の自治体のすべてで休校、施設閉鎖、移動の制限等の感染防止対策の指示が一切行われていない
- ③ 道南の自治体のすべてで感染源不明の罹患者がいない、かつ全国状況から道南地域での感染発生リスクが低いと判断できる

施設リスクレベル

- ① 2週間以内に自事業所または密接な関連のある施設に利用者・職員の感染がない
- ② 2週間以内に自事業所または密接な関連のある施設の利用者・職員に濃厚接触者がいない
- ③ 2週間以内に感染者・濃厚接触者の出入りがない

すべて満たす		レベル0
いずれか2つを満たす		レベル1
いずれか1つを満たす		レベル2
いずれも満たさない		レベル3

すべて満たす		レベルA
①②は満たすが,③は満たさない		レベルB
①は満たすが,②(または②③)は満たさない		レベルC
①を満たさない		レベルD

総合警戒ステージ (0~3)

施設リスクレベル 地域リスクレベル	施設リスクレベル				総合警戒 ステージ
	レベルA	レベルB	レベルC	レベルD	
レベル0					0
レベル1					1
レベル2					2
レベル3					3

2. 各総合警戒ステージでの事業所の具体的取りくみ

	総合警戒ステージ 0～1	総合警戒ステージ 2	総合警戒ステージ 3		
日中活動	標準予防策や感染経路に対応した予防策を講じ、3密を避ける等の配慮をおこなったうえで実施する	やむを得ない事情がない限り、原則中止を推奨	やむを得ない事情がない限り、原則中止を強く推奨		
利用者の外出・外泊					
家族等の面会					
業者等来訪者					
見学者・実習者					
ゆうあい会診療所受診				医療機関の指示する感染予防策を講じ、当該機関の方針に従った上で受診	医療機関の指示する感染予防策を講じ、当該機関の方針に従った上で受診
外部医療機関通院				原則中止	原則中止
歯科ブラッシング指導					
マッサージ、セラピー等				対面相談は慎重に。リモート相談を活用	原則中止(リモート相談などを活用)
複数寮(ユニット)の交流					
相談機関の対応				個別ケースを検討の上決定	個別ケースを検討の上決
短期入所受入				原則中止。リモート会議を活用	原則中止。リモート会議を活用
事業所内の会議				原則中止	原則中止
法人内各種会議					
出張業務	1日2回以上の検温(職員は出勤前、勤務途中)	1日2回以上の検温(職員は出勤前、勤務途中)	1日2回以上の検温(職員は出勤前、勤務途中)		
利用者・職員の検温	職員は装着を推奨 利用者は無理のない範囲で	職員、利用者ともに装着を推奨(個別事情に配慮)	職員、利用者ともに装着を強く推奨(個別事情に配慮)		
職員・利用者のマスク装着	利用者の汗以外の湿性生体物質に直接触れる際は必須(着脱前後の手指衛生を徹底)	利用者の汗以外の湿性生体物質に直接触れる際は必須(着脱前後の手指衛生を徹底)	利用者の汗以外の湿性生体物質に直接触れる際は必須(着脱前後の手指衛生を徹底)		
職員の手袋装着	1日3回実施	1日3回以上実施	1日3回以上実施		
事業所内の消毒					
事業所内の換気					

Ⅲ. 職員に感染症状がみられたときは

職員に感染症状がみられたとき、これまでは帰国者・接触者相談センターに連絡の上、PCR検査を受ける必要が判断されたかどうかをひとつの基準として、自宅待機の指示や休業（休暇）の付与の方針を定めていました。

しかし、保健所の判断によらずに、新型コロナウイルス抗原検査やPCR検査が以前よりも比較的容易に受けられる状況になっています。そこで、今般、感染対策本部では、以下に示す「ゆうあい新型コロナウイルス感染症疑いスコア」を基準とし、さらに個々のケースの事情、症状の具体的な様子を勘案して、自宅待機を指示することとし、それに対応して休暇付与の方針を改定致します。この改定は11月9日より実施するものと致します。

1. 新型コロナウイルス感染症の判断について

(1) ゆうあい新型コロナウイルス感染症疑いスコア

項目	A基準	B基準
咳、鼻水、くしゃみなどの気道症状	1	2
発熱 10分以上空けての検温で37.0℃以上が2回以上	2	4
全身倦怠感 日常生活動作はおおむね可能な程度	2	4
呼吸苦、息切れ 日常生活動作はおおむね可能な程度かつSpO2 95%以上	3	6
発熱 37.0℃以上が4日以上続く	4	6
全身倦怠感 日常生活動作に支障のある程度	6	6
呼吸苦、息切れ 日常生活動作に支障のある程度またはSpO2 95%未満	6	6
無嗅症、味覚障害	6	6

いずれも普段から同様の症状が頻繁にある場合を除くが、普段と比べて明らかに症状が強い場合には症状ありとみなす

通常はA基準を適用するが、過去2週間に以下のような場所の利用があった場合にはB基準を適用する

- 懇親会、結婚式、法事など、多数（10名以上）の人が集まる飲食を伴う集会
- 不特定多数の人が利用するバイキング形式のレストランでの食事（テーブルで注文する形式のテーブルバイキングや個別メニューでの飲食は除く）
- 同居する家族以外とのカラオケ店の利用
- 接待を伴う飲食店の利用
- 屋内での大規模アトラクションやイベント（屋外のもの除く）
- 屋内での演劇、ミュージカル、ライブ、コンサート（歌を伴わない楽器のみによるものは除く）

インフルエンザと診断されるなど、症状はあっても新型コロナウイルス感染症が否定的なときにはこのスコアを適用しない（同時感染の可能性が否定できない場合を除く）

(2) 初期対応

合計点数	入所者	通所者	職員
1点	個室対応	通所を中止、自宅待機 家族の要請や事情により通所を継続せざるを得ない場合にはマスク着用または身体的距離の確保、可能なら個室対応	マスク着用の上、できるだけ利用者や他の職員と接する機会の少ない勤務内容に変更、可能なら出勤停止
2～3点	個室対応、経過観察 医療機関への相談を検討	通所を中止、経過観察 医療機関への相談を検討	出勤停止、経過観察 医療機関への相談を検討
4点	個室対応、医療機関への相談	通所を中止、医療機関への相談	出勤停止、医療機関への相談
5点以上	個室対応、医療機関または帰国者・接触者相談センターへの相談 PCR検査を推奨	通所を中止、医療機関または帰国者・接触者相談センターへの相談 PCR検査を推奨	出勤停止、医療機関または帰国者・接触者相談センターへの相談 PCR検査を推奨

(3) PCR検査、または抗原検査が陰性だった場合の考え方

合計点数(ピーク値)	入所者・通所者・職員
1～3点	新型コロナウイルス感染症の可能性はほぼないと考えてよい 症状が消失した時点で治癒として扱う
4～5点	可能性は低い引き続き慎重に対応 症状消失から24時間が経過した時点で治癒として扱う
6点以上	新型コロナウイルス感染症に準じて対応する（ケアの際にはPPEを着用） 発症から2週間以上が経過した時点で症状が消失していれば治癒として扱う

医師による指示があればそれに従う

2. 新型コロナウイルス感染症対策における職員の休暇付与の方針

社会的に市中の医療機関においても新型コロナウイルス抗原検査、PCR検査が実施されるようになり、冬の時期に入ってインフルエンザなど感染症状のある職員が増えることが予想されることから、従来のPCR検査の受検の有無を基準にした休暇付与の方針を、以下の通り、「ゆうあい新型コロナウイルス感染症疑いスコア」の考え方にもとづく方針に変更します。

(1) 職員に感染症状があり、休暇を取る場合(ゆうあい新型コロナウイルス感染症疑いスコアに基づく対応)

合計点数	事業所の職員への対応	休暇付与の考え方
1点	マスク着用の上、できるだけ利用者や他の職員と接する機会の少ない勤務内容に変更、可能なら出勤停止	基本として有給休暇（100/100）または休業手当（60/100）を与えるが、事業所からの照会があり感染症対策本部の判断により発症から2週間の出勤停止が指示された場合には、「新型コロナウイルス特別有給休暇（100/100）」を与える（症状が出て、既に休暇を取り始めた後で感染症対策本部の判断が出された場合も、休暇を取り始めた日にさかのぼって「新型コロナウイルス特別有給休暇（100/100）」を与える）
2～3点	出勤停止、経過観察 医療機関への相談を検討	
4～5点	出勤停止、医療機関への相談 5点の場合、PCR検査を推奨	
6点以上	出勤停止、医療機関または帰国者・接触者相談センターへの相談 PCR検査を推奨	

(2) 職員が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合(その可能性がある場合)

状況	休暇付与の考え方
職員本人について、新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者である可能性があるとうゆうあい新型コロナウイルス感染症対策本部が判断した場合	職員本人に新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者である可能性が生じ、出勤停止（自宅待機）が指示された日からその可能性が否定されたとうゆうあい新型コロナウイルス感染症対策本部が判断する日まで、「新型コロナウ
職員本人が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者である可能性が否定されたとうゆうあい新型コロナウイルス感染症対策本部が判断したが、職員本人の希望により陽性者と最後に接触した日から14日後まで休暇を希望した場合	職員本人の意向を尊重し、ゆうあい新型コロナウイルス感染症対策本部が濃厚接触者である可能性が否定された日と判断した日から14日後までの間、有給休暇の使用を認める、または休業手当（60/100）を与える
職員本人が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者であると保健所が認定した場合	濃厚接触者として経過観察すべきと保健所が指定した期間、「新型コロナウイルス特別有給休暇（100/100）」を与える

Ⅳ. 職員の皆さんの暮らしにおける感染予防・感染防止上のお願い(要請)

1. 道南圏(渡島・檜山地方)以外への旅行・外出・外泊・出張等について

すでに道南圏以外の地域への旅行等について、下表の考え方を基本ラインとして示しています。

	例	リスク	推奨
アウトドア中心の観光	ハイキング	低	可能
訪問先のみと接触する出張		低	可能
不特定多数または旅行先地域住民との接触を伴う観光	旅行先または観光客を対象とした店でのショッピング	中	ハイリスク者は避ける
訪問先のみと接触する懇親会		中	ハイリスク者は避ける
友人・親族宅の宿泊		中	ハイリスク者は避ける
流行地域を含む複数地域から集まる出張		高	ハイリスク者は避ける
流行地域を含む複数地域から集まる懇親会	同窓会、結婚式、法事	高	ハイリスク者は避ける
病院への通院または通院付添	本人の受診、同居家族または2親等以内の親族の受診の付き添い	高	受診先にクラスターが発生していない場合可能
病院・高齢者施設への見舞い		高	中止・自粛を要請
大規模イベントへの参加	ライブ、大人数の屋内アトラクション	高	中止・自粛を要請

上表を基本ラインとしながら、個々のケースで自粛の要請、旅行等の終了後の自宅待機指示などをおこなっていきます。

道南圏以外への旅行等の際は、**新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)**をスマホにインストールすることを推奨します。

Google Play : <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>



AppStore : <https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



2. 旅行先であるか道南圏であるかに関わらず自粛が望ましい行動

旅行先であるか道南圏であるかに関わらず自粛が望ましい行動として、以下の行動があります。

懇親会、結婚式、法事など多数(10名以上)の人が集まる飲食を伴う集会

10名以下であっても同居する家族以外との飲食の際には、大皿料理を避け個別メニューに限定する、席を一つずつ空ける、向かい合わせに座らないなど、出来る限りの感染予防策を講じて利用することを推奨します

不特定多数の人が利用するバイキング形式のレストランでの食事

テーブルで注文する形式のテーブルバイキングや個別メニューでの飲食は含みません

同居する家族以外とのカラオケ店の利用

屋内での大規模アトラクションやイベント

屋外のみは含みません

屋内での演劇、ミュージカル、ライブ、コンサート

歌を伴わない楽器のみによるものは含みません

- ◇ 飲食を伴わない儀式的の参加については制限を設けませんが、マスク着用と前後での手指衛生は必須です。
- ◇ 飲食を伴う披露宴、法事等の場合には親族のみの場合には制限を設けません。
- ◇ それ以外については以下の条件をすべて満たしているかどうかを参加の前にぜひ確認してください。

- 参加者全員が事前に検温をしていて発熱者は参加していない
- アルコール手指消毒液を食前食後で使用しているまたは食前食後に手洗いを実行している
- 左右は1 m以上、正面は2 m以上離れている、または左右と正面にアクリル板で仕切りがある
- 料理は全て個別に取り分けられたもので大皿料理及びバイキング形式のものがない
- 飲物は個人用のボトルから自分がグラスに注ぐものか、大瓶やマシンの場合にはスタッフが注ぐものに限られている
- グラスの打ち合わせとお酌が行われていない
- カラオケが行われていない

なお、道南圏の医療機関、高齢者施設への見舞い、面会については当該機関、施設の方針に従い、おこなって下さい。

3. 個別ケースについて判断するために

- ◇ Go toキャンペーンなど、感染予防対策を講じた上で、種々の社会活動、経済活動の規制が解除されつつあります。
- ◇ 他方で、障害者、高齢者などは重度化リスクの高い人たちであり、福祉サービス従事者としての職業倫理にもとづき、法人が自制、自粛を要請させていただくこともあります。
- ◇ QOLと感染リスク回避のバランスをどのように折り合わせるのかは非常に難しく、また、冬になり、風邪やインフルエンザの流行も加わって、どのようなケースにも当てはまる約束事を定めるのが困難になっています。
- ◇ 対策本部としては、職員の皆さんの感染を防ぐとともに、皆さんの生活の質を保障するために全力を尽くしたいと考えています。職員の皆さんが旅行等をする際にも、相談やアドバイスを提供する用意があります。そのためには、旅程についての情報をいただくなど、皆さんの協力が必要です。
- ◇ **道南圏(渡島・檜山地方)以外への旅行・外出・外泊・出張等、道南圏以外からのご家族の帰省、職員に感染症状が見られる場合、職員のご家族に感染症状が見られる場合——今後、こうした際には、感染対策本部に情報を寄せていただき、基本ラインを踏まえながら、ケースごとに相談に応じ、適宜アドバイスをさせていただきたいと思っておりますので、ご協力を重ねてお願い致します。**

1, 道南圏(渡島・檜山地方)以外への旅行等の予定がある場合

事前に感染対策本部に以下の点をお知らせ下さい

所属 _____

名前 _____

道南圏以外に出向く目的(理由)	
不特定多数との接触の可能性	有 ・ 無 ・ 未定(不明)
目的先で講じられている感染対策	
カラオケ、居酒屋など夜の繁華街での行動の有無	有 ・ 無 ・ 未定(不明)
宿泊先	ホテル/旅館 ・ 親族/知人宅 ・ その他 ()

2, 道南圏以外からの旅行者(家族の帰省等を含む)を迎え入れる場合

旅行前(帰省前)2週間程度、前ページに記載した「旅行先であるか道南圏であるかにかかわらず自粛が望ましい行動」に十分留意していただくように要請してください。

3, 職員本人に発熱など感染症状がある場合

次の点を対策本部に報告してください

所属 _____

名前 _____

症状が出始めた日時	年 月 日 時頃
症状の内容	【発熱】 有（最高 ℃） ・ 無 【咳】 有 ・ 無 【倦怠感】 有 ・ 無 【味覚・嗅覚の状況】 異常有り ・ 異常なし 【その他】（具体的に記載して下さい）
過去2週間程度の生活の状況	【道南圏以外への旅行等】 有 ・ 無 【飲み会など夜の繁華街での行動】 有 ・ 無 【不特定多数の集まるイベント参加】 有 ・ 無 【結婚式・同窓会などへの参加】 有 ・ 無 【病院への通院】 有 ・ 無
感染対策の状況（感染症状の出た2日前から）	【職場（支援場面含む）でのマスク着用】 有 ・ 無 【職場以外の外出先・対人場面等でのマスク着用】 有 ・ 無 【職場（支援場面含む）での手指衛生】 有 ・ 無 【マスク装着なしで1m以内かつ15分以上の会話】 有 ・ 無
医療機関への通院	有 ・ 無
医療機関医師の所見	
保健所、帰国者・接触者相談センターへの相談、連絡	有 ・ 無
PCR検査、抗原検査等の有無	有 ・ 無

4、同居のご家族(帰省中のご家族含む)に発熱など感染症状がある場合

次の点を対策本部に報告してください

所属 _____

名前 _____

症状が出始めた日時	年 月 日 時頃
職員との間柄／同居の有無	(同居家族 ・ 帰省中の家族)
帰省期間（症状のある家族が帰省中の場合）	年 月 日 ～ 年 月 日 日間
症状の内容	【発熱】 有（最高 ℃） ・ 無 【咳】 有 ・ 無 【倦怠感】 有 ・ 無 【味覚・嗅覚の状況】 異常有り ・ 異常なし 【その他】（具体的に記載して下さい）
過去2週間程度の生活の状況	【道南圏以外への旅行等】 有 ・ 無 【飲み会など夜の繁華街での行動】 有 ・ 無 【不特定多数の集まるイベント参加】 有 ・ 無 【結婚式・同窓会などへの参加】 有 ・ 無 【病院への通院】 有 ・ 無
感染対策の状況（感染症状の出た2日前から）	【外出先、対人場面でのマスク着用】 有 ・ 無 【手指衛生の励行】 有 ・ 無 【ご本人と職員の方が互いにマスク装着なしで1メートル以内かつ15分以上の会話をしたことの有無】 有 ・ 無
医療機関への通院	有 ・ 無
医療機関医師の所見	
保健所、帰国者・接触者相談センターへの相談、連絡	有 ・ 無
PCR検査、抗原検査等の有無	有 ・ 無